

※本事業の詳細については、まず公募要領 (<https://yugyo-shien.jp/pdf/apply/AppProcedures.pdf>)
 をご確認ください。

<目次>

大項目	中項目
1 補助事業の概要について	<ul style="list-style-type: none"> 1 補助事業について 2 スケジュールについて 3 補助対象事業者について 4 遊漁船の義務化について
2 安全設備について	<ul style="list-style-type: none"> 1 安全設備について 2 業務用無線設備について 3 非常用位置等発信装置について 4 改良型救命いかだ等について 5 浸水警報装置・排水設備について
3 申請方法について	<ul style="list-style-type: none"> 1 申請方法について 2 申請IDについて 3 まとめて申請できる船舶と安全設備について 4 重複申請について
4 申請の流れについて	<ul style="list-style-type: none"> 1 補助金申請の流れについて
5 給付申請について	<ul style="list-style-type: none"> 1 遊漁船事業者確認書類について 2 本人確認書類について 3 船舶確認書類について 4 見積金額確認書類について 5 給付決定通知について 6 給付決定後について
6 実績報告について	<ul style="list-style-type: none"> 1 領収書について 2 実績報告明細書について 3 製造番号について 4 納品報告写真について 5 日本財団助成表示ロゴマークについて 6 額の確定通知について
7 精算払請求について	<ul style="list-style-type: none"> 1 精算払請求概要について 2 精算払請求審査の連絡について 3 補助金振込について
8 事業終了後について	<ul style="list-style-type: none"> 1 安全設備と申請書類の管理について

<Q&A>

大項目	中項目	No.	Question	Answer
1 補助事業の概要について	1 補助事業について	1-1-1	「遊漁船の安全・安心確保推進事業」はどのような事業ですか。	遊漁船の安全・安心確保推進事業とは、遊漁船の安全対策に積極的に取り組む者を支援し、その持続的な事業運営を下支えしつつ、遊漁船の安全・安心な運航を実現することを目的に、「4つの安全設備」の購入設置費用の一部を支援する補助金事業です。 公募要領P2をご確認ください。 https://yugyo-shien.jp/file/apply/app_procedures.pdf
1 補助事業の概要について	1 補助事業について	1-1-2	「遊漁船の安全・安心確保推進事業」の予算はどのくらいですか。	当補助金事業の予算は30億円です。事前に遊漁船事業者にアンケートをとり、安全設備を搭載したい希望者の意向を調査して予算を算出しています。ただし、予算には上限がありますので、給付申請は早めに行っていただくようお願いいたします。なお、当補助金事業について、将来の取り扱いを回答することはできません。
1 補助事業の概要について	2 スケジュールについて	1-2-1	補助事業の給付申請受付期間を教えてください。	本事業は令和8年5月7日より受付を開始し、令和11年度まで継続して実施します。令和7年4月1日以降に、購入された安全設備が補助の対象になります。ただし、令和11年度前でも予算が無くなり次第事業を終了します。 公募要領P2をご確認ください。 https://yugyo-shien.jp/file/apply/app_procedures.pdf
1 補助事業の概要について	2 スケジュールについて	1-2-2	いつ購入した安全設備が補助の対象になりますか。	令和7年4月1日以降に購入した安全設備が対象です。
1 補助事業の概要について	3 補助対象事業者について	1-3-1	補助対象事業者（受給者）と補助対象船舶を教えてください。	遊漁船業の適正化に関する法律（昭和63年法律第99号）第3条第1項の規定に基づく登録を受けて遊漁船業を営む方が補助対象者で、同法第2条第2項に規定する遊漁船が補助対象船舶です。
1 補助事業の概要について	3 補助対象事業者について	1-3-2	船舶を別の事業者から借りている場合、借主は補助金を受給できますか。	補助金のお支払は遊漁船事業者様のみに行います。船舶所有者が遊漁船事業者と異なる場合はあらかじめ補助金申請への承諾を得たうえで申請してください。
1 補助事業の概要について	4 遊漁船の義務化について	1-4-1	遊漁船に対する義務化について教えてください。	当事務局では、安全設備の義務化の内容など補助金以外の内容に関してはご回答いたしかねます。義務化に関しては、国交省代表番号にお問い合わせください。
1 補助事業の概要について	4 遊漁船の義務化について	1-4-2	例えば平水区域で改良型救命いかだを設置するなど、設置義務は無い設備を申請したい場合、補助対象となりますか。	事業者と船舶の要件を満たしていれば、設置義務の有無にかかわらず補助対象となります。
2 安全設備について	1 安全設備について	2-1-1	本補助事業で対象となる安全設備は何ですか。	業務用無線設備、非常用位置等発信装置、改良型救命いかだ等、浸水警報装置・排水設備の4種類の安全設備が補助の対象となります。
2 安全設備について	2 業務用無線設備について	2-2-1	業務用無線設備の申請について教えてください。	公募要領P4-5をご確認ください。 https://yugyo-shien.jp/file/apply/app_procedures.pdf
2 安全設備について	2 業務用無線設備について	2-2-2	補助対象になる業務用無線設備の製品を教えてください。	公募要領P4-5をご確認ください。 https://yugyo-shien.jp/file/apply/app_procedures.pdf 業務用無線設備_製品リストもあわせてご確認ください。 https://yugyo-shien.jp/file/product/01_musen_list.pdf
2 安全設備について	2 業務用無線設備について	2-2-3	衛星携帯電話は補助対象ではないですか。	衛星携帯電話は法定無線設備に該当しますが、汎用性が高いため、今回の補助事業の対象外となります。一般に、補助事業においては汎用性が高く事業目的以外にも利用可能な機器等については、補助対象となっておりません。
2 安全設備について	2 業務用無線設備について	2-2-4	漁業無線を購入する場合は補助対象となりますか。	事務局で補助の対象となるかを確認いたしますので、製品購入前にメーカー名・品名・型番等を事務局までお問い合わせください。なお、総務省の技術基準適合証明等を受けていない製品は補助金を支給できませんのでご注意ください。
2 安全設備について	3 非常用位置等発信装置について	2-3-1	非常用位置等発信装置の申請について教えてください。	公募要領P6-7をご確認ください。 https://yugyo-shien.jp/file/apply/app_procedures.pdf
2 安全設備について	3 非常用位置等発信装置について	2-3-2	補助対象になるAIS・EPIRBの製品を教えてください。	公募要領P6-7をご確認ください。 https://yugyo-shien.jp/file/apply/app_procedures.pdf 非常用位置等発信装置_製品リストもあわせてご確認ください。 https://yugyo-shien.jp/file/product/02_hashin_list.pdf
2 安全設備について	3 非常用位置等発信装置について	2-3-3	表示部が付いていない非常用位置等発信装置と合わせて購入する表示用モニターは、どのようなものが補助対象となりますか。	補助対象となる表示用モニターは、AIS情報が表示できるもののみです。詳しくは販売店、メーカーに直接お問い合わせください。
2 安全設備について	4 改良型救命いかだ等について	2-4-1	改良型救命いかだ等の申請について教えてください。	公募要領P8-9をご確認ください。 https://yugyo-shien.jp/file/apply/app_procedures.pdf
2 安全設備について	4 改良型救命いかだ等について	2-4-2	補助対象になる改良型救命いかだ等の製品を教えてください。	公募要領P8-9をご確認ください。 https://yugyo-shien.jp/file/apply/app_procedures.pdf 改良型救命いかだ等_製品リストもあわせてご確認ください。 https://yugyo-shien.jp/file/product/03_ikada_list.pdf
2 安全設備について	4 改良型救命いかだ等について	2-4-3	改良型救命いかだ等は、これから申請して、義務化の適用日までに納品されますか。	改良型救命いかだ等の納品は、メーカーにおいて定期検査の時期を踏まえて納品しており、「定期検査に間に合わないという状況ではない」と伺っています。詳しくはいかだメーカーまでお問い合わせください。
2 安全設備について	4 改良型救命いかだ等について	2-4-4	改良型救命いかだ等は、納品までどのくらい時間がかかりますか。	改良型救命いかだ等の納品については、ご注文される製造メーカーに直接ご確認ください。製造メーカーからは、定期検査実施順に納品する予定と伺っております。
2 安全設備について	4 改良型救命いかだ等について	2-4-5	改良型救命いかだ等は、納品までに時間がかかるので、概算払いで補助金を受けることはできませんか。	本補助金は精算払いのみで概算払いは行っていません。実績報告申請受付後はできるだけ早く事務局の審査をすすめますので、補助金振込までの期間、立て替えのご対応をお願いします。

2 安全設備について	5 浸水警報装置・排水設備について	2-5-1	浸水警報装置・排水設備の申請について教えてください。	公募要領P10-12をご確認ください。 https://yugyo-shien.jp/file/apply/app_procedures.pdf
2 安全設備について	5 浸水警報装置・排水設備について	2-5-2	補助対象になる浸水警報装置・排水設備の製品を教えてください。	浸水警報装置・排水設備に関しては、機能要件を満たす製品を設置することが補助要件となりますので、製品リストはありません。 公募要領P10-12をご確認ください。 https://yugyo-shien.jp/file/apply/app_procedures.pdf
2 安全設備について	5 浸水警報装置・排水設備について	2-5-3	警報盤、検知器、排水設備の購入について、それぞれ個数の制限はありますか。	警報盤、検知器、排水設備の購入個数の制限はありませんが、3個以上購入しても上限額は変わりません。なお、設置が必要な区画は、船体の長さや区画数により異なりますので、詳細は、最寄りの検査機関にお問い合わせいただくか国交省ホームページをご確認ください。

大項目	中項目	No.	Question	Answer
3 申請方法について	1 申請方法について	3-1-1	本補助事業の申請方法を教えてください。	<p>公募要領P13をご確認ください。 https://yugyo-shien.jp/file/apply/app_procedures.pdf</p> <p>あわせて、5/7公開のシステム操作マニュアルもご確認ください。</p>
3 申請方法について	1 申請方法について	3-1-2	本補助事業はインターネットから申請となっていますが、パソコンではなく、スマートフォンやタブレット端末で申請はできますか。	<p>スマートフォン・タブレット端末は、機種やソフトのバージョンが多数あるため、すべての機種で申請システムが正常に動作するかの確認を行っておりません。 端末によっては動作が不安定になる可能性があるため、動作保証の対象外としております。 推奨環境としている、パソコンでの申請システムのご利用をお願いいたします。</p>
3 申請方法について	1 申請方法について	3-1-3	パソコンで申請できない場合はどうしたらよいですか。	<p>本補助金事業はパソコンからのみの受付のため、申請いただけません。「遊漁船安全設備導入支援事業」では、郵送にて申請ができると伺っておりますので、ご希望の場合には下記の事務局へお問い合わせください。 (2026/7/31締切予定)</p> <p>海洋水産システム協会 遊漁船安全設備導入支援事業 事務局 電話03-6411-0021</p>
3 申請方法について	1 申請方法について	3-1-4	安全設備本体でなく、付属品のみ申請することはできますか（例：非常用等安全設備の本体はすでに保持しているため、GPSプロッター等付属品のみ申請したい場合等）。	<p>本補助事業は、付属品単体のみの申請はできません。</p>
3 申請方法について	2 申請IDについて	3-2-1	申請IDの発行数に制限はありますか。	<p>制限はありません。</p>
3 申請方法について	2 申請IDについて	3-2-2	安全設備毎に複数の申請IDを作成する場合や、代理申請で複数の申請者の申請IDを作成する場合、同じメールアドレスは使用できますか。	<p>同じメールアドレスを使用して複数の申請IDを作成することは可能です。</p>
3 申請方法について	3 まとめて申請できる船舶と安全設備について	3-3-1	遊漁船事業者が異なる船舶で同じ安全設備をまとめて申請することはできますか。	<p>申請する安全設備が同じでも、遊漁船事業者が異なる船舶は、まとめて申請できません。 遊漁船事業者が異なる船舶を申請する場合は遊漁船事業者毎に別々に申請IDを取得して申請してください。</p>
3 申請方法について	3 まとめて申請できる船舶と安全設備について	3-3-2	遊漁船事業者が同じ船舶で異なる安全設備をまとめて申請することはできますか。	<p>申請IDは安全設備ごとに取得となりますので、異なる安全設備をまとめて申請することはできません。異なる安全設備を申請する場合は、安全設備毎に別々に申請IDを取得して申請してください。</p>
3 申請方法について	4 重複申請について	3-4-1	本補助事業について同じ安全設備を同じ船舶に重複して申請することはできますか。	<p>本補助事業内で、同じ船舶に同じ種類の安全設備は1回しか申請することはできません。 ただし、改良型救命いかだ等、浸水警報装置・排水設備に関しては1回の申請で複数の安全設備を申請することができます。</p> <p>公募要領P14をご確認ください。 https://yugyo-shien.jp/file/apply/app_procedures.pdf</p>
3 申請方法について	4 重複申請について	3-4-2	本事業で設置した安全設備が壊れてしまった場合は、2回目の申請はできますか。	<p>既に設置した安全設備が壊れてしまった場合等は事務局までお問い合わせください。※ただし、安全設備が壊れて新しい設備と交換した場合でも、安全設備を廃棄することはできませんので5年間の保管をお願いします。</p>
3 申請方法について	4 重複申請について	3-4-3	他の補助事業（国、自治体、団体等）と重複して申請することはできますか。	<p>新しく設備を購入される場合は、国や自治体、団体等の補助事業と重複して申請できます。 (地方自治体等の補助金で自己負担分の一部が補助される場合は、同じ領収書の安全設備での申請が可能です) ただし、同じ安全設備に対して、「遊漁船の安全・安心確保推進事業」と、「遊漁船安全設備導入支援事業」等の事務局が別に定める補助事業を申請することはできません。</p> <p>公募要領P14をご確認ください。 https://yugyo-shien.jp/file/apply/app_procedures.pdf ※過去の補助金で既に安全設備を申請している場合、システムにて重複の注意が表示され申請をすすめることができなくなりますので、その際は、同じ領収書を使った安全設備の申請ではないことを事務局までご申告ください。</p>
3 申請方法について	4 重複申請について	3-4-4	既に水産庁が実施する遊漁船安全設備導入支援事業を申請している場合でも、本事業に申請できますか。	<p>水産庁が実施する遊漁船安全設備導入支援事業を既に申請している場合でも、申請している安全設備とは別に、新たに安全設備を購入するのであれば遊漁船の安心安全推進事業に申請することができます。 ただし、遊漁船安全設備導入支援事業で既に申請している安全設備（同じ領収書）で申請する場合は、先に遊漁船安全設備導入支援事業の申請を取上げてから、遊漁船の安心安全推進事業に申請してください。</p> <p><例> 改良いかだAで「遊漁船の安心安全推進事業」と「遊漁船安全設備導入支援事業」の2つの事業から支援を受けることはできません。 しかし、改良いかだAと改良いかだBの別々のいかだで、それぞれの事業から支援を受けることは補助要件が合致していれば可能です。</p> <p>遊漁船安全設備導入支援事業の取上げ等に関するお問い合わせ先は下記の通り。</p> <p>海洋水産システム協会 遊漁船安全設備導入支援事業 事務局 電話03-6411-0021</p>
4 申請の流れについて	1 補助金申請の流れについて	4-1-1	連絡用メールアドレスの登録を完了しましたが、「申請ID登録画面のURL」が記載されたメールが届きません。どうすれば良いでしょうか。	<p>①メールアドレスの入力に誤りはないかご確認ください。 ②迷惑メールフォルダ等に振り分けられている可能性がありますので、念のためご確認ください。 ③ご利用いただいているメールの機能として受信拒否設定がなされている可能性があります。確認いただき、もし拒否設定がされているようなら解除をしてください。 ④メールが届いていない場合は、@yugyo-shien.jpからのメールが届く設定になっているかをご確認の上、再度、連絡用メールアドレスのご登録をお願いいたします。</p>
4 申請の流れについて	1 補助金申請の流れについて	4-1-2	システム利用者とは何ですか。	<p>公募要領P16をご確認ください。 https://yugyo-shien.jp/file/apply/app_procedures.pdf</p>

大項目	中項目	No.	Question	Answer
5 給付申請について	1 遊漁船事業者確認書類について	5-1-1	遊漁船業者登録票の提出の際に留意事項はありますか	遊漁船業者登録票は、申請者本人のものをご提出ください。 申請受付日時時点で、登録の有効期間内である遊漁船業者登録票の写しを提出してください。船内もしくは事務所にて掲示されている登録票の写真や、ホームページに掲載されている場合は、そのファイルを提出してください。 ※申請受付日とは給付申請登録が完了した日付です。
5 給付申請について	2 本人確認書類について	5-2-1	消費税免税事業者として申請すると、課税事業者と何が異なりますか。	公募要領P19-21をご確認ください。 https://yugyo-shien.jp/file/apply/app_procedures.pdf
5 給付申請について	3 船舶確認書類について	5-3-1	船舶検査証書の提出の際に留意事項はありますか。	遊漁船業者登録票に記載されている船舶の船舶検査証書を提出してください。 申請受付日時時点で、有効期間内である船舶検査証書を提出してください。 ※申請受付日とは給付申請登録が完了した日付です。 公募要領P23をご確認ください。 https://yugyo-shien.jp/file/apply/app_procedures.pdf
5 給付申請について	3 船舶確認書類について	5-3-2	船舶検査証書には「総トン数または船舶の長さ」には「5トン未満」とありますが、申請システムには数字しか入力できません。どうしたら良いですか。	船舶検査証書の総トン数欄に「未満」など数字以外の文字が書かれている場合は、「5トン未満」であれば「4.9」のように、申請システムには数字のみの入力をお願いします。
5 給付申請について	4 見積金額確認書類について	5-4-1	浸水警報装置・排水設備は給付申請の際に見積書の提出が必要ですが、見積書提出にあたって注意すべき点を教えてください。	公募要領P24をご確認ください。 https://yugyo-shien.jp/file/apply/app_procedures.pdf フォーマット集からダウンロードできる記入例もあわせてご確認ください。 https://yugyo-shien.jp/p_03/index.html
5 給付申請について	4 見積金額確認書類について	5-4-2	給付申請内訳書とは何ですか。	公募要領P25をご確認ください。 https://yugyo-shien.jp/pdf/apply/AppProcedures.pdf フォーマット集からダウンロードできる記入例もあわせてご確認ください。 https://yugyo-shien.jp/p_03/index.html
5 給付申請について	4 見積金額確認書類について	5-4-3	給付決定前に、申請した浸水警報装置・排水設備の個数を変更したい場合は、どうしたら良いですか。	給付決定前に、申請した安全設備本体の個数を変更する場合は、一旦、給付申請を差し戻しますので、電話またはメールにて事務局までご連絡ください。申請差し戻し後、個数の修正をお願いいたします。 尚、給付決定後の個数変更については5-6-2に記載がございます。 公募要領P25をご確認ください。 https://yugyo-shien.jp/file/apply/app_procedures.pdf ※参考：様式4 補助対象事業計画変更承認申請書 https://yugyo-shien.jp/p_01/index.html
5 給付申請について	4 見積金額確認書類について	5-4-4	消費税免税事業者として申請する場合、給付申請内訳書提出にあたって注意すべき点を教えてください。	免税事業者の場合、給付申請額（税抜）に対して、給付決定時に消費税分が自動的に加算されます。なお、消費税分が加算された金額が補助上限金額を上回る場合は、上限金額にて給付決定いたします。
5 給付申請について	5 給付決定通知について	5-5-1	給付申請の審査結果は事務局よりどのように連絡がありますか。	給付申請いただいた内容についての審査が不備なく完了しましたら、「給付審査完了のお知らせ」というメールをお送りします。メールが届きましたら申請システムにログインいただけますと、申請TOPページに給付決定通知のPDFが掲載されておりますので、ダウンロードいただき内容をご確認ください。 ※参考：様式2 給付決定通知書 https://yugyo-shien.jp/p_01/index.html
5 給付申請について	5 給付決定通知について	5-5-2	給付申請の審査結果で不備がある場合は、事務局よりどのように連絡がありますか。	給付申請で申請いただいた内容に不備がある場合、「申請内容の訂正と再申請のお願い」というメールをお送りします。メールに不備の内容の詳細を記載しておりますので、ご確認ください。申請システムにログインいただけますと、申請した内容の編集ができるようになっておりますので、不備を訂正して再申請していただきますようお願いいたします。
5 給付申請について	5 給付決定通知について	5-5-3	給付決定通知書に記載の補助金の額(給付決定金額)が実際に振り込まれる金額ですか。	給付決定通知書に記載の補助金の額(給付決定金額)は給付申請時の上限額ですので、この金額が必ず支給されるわけではありません。実際に振り込まれる補助金の額は、実際にかかった補助対象経費に補助率をかけた額と、上限額のうち、低い方の金額となります。
5 給付申請について	6 給付決定後について	5-6-1	給付決定された後、補助金の予算が無くなり、給付されなくなることはありますか。	給付決定されたらその分の予算枠を確保いたしますので、手続きを適切に進めていただき審査の結果問題ないことが確認できれば、給付されなくなることはありません。
5 給付申請について	6 給付決定後について	5-6-2	給付決定後に、浸水警報装置排水設備の個数を変更したい場合は、どうしたら良いですか。	給付決定後に、安全設備本体の個数を変更する場合は、「様式4 補助対象事業計画変更承認申請書」を提出していただき、給付申請から再申請していただきます。詳しくは事務局にお問い合わせください。 公募要領P28をご確認ください。 https://yugyo-shien.jp/file/apply/app_procedures.pdf ※参考：様式4 補助対象事業計画変更承認申請書 https://yugyo-shien.jp/p_01/index.html

大項目	中項目	No.	Question	Answer
6 実績報告について	1 領収書について	6-1-1	領収書にはどのような内容の記載が必要ですか。	公募要領P27をご確認ください。 https://yugyo-shien.jp/file/apply/app_procedures.pdf
6 実績報告について	2 実績報告明細書について	6-2-1	実績報告明細書とは何ですか。	公募要領P28をご確認ください。 https://yugyo-shien.jp/file/apply/app_procedures.pdf
6 実績報告について	3.製造番号について	6-3-1	製造番号の報告が必要な安全設備は何ですか。	業務用無線設備、非常用位置等発信装置、改良型救命いかだ等は製造番号の報告が必要です。非常用位置等発信装置は、取付工事後は製造番号が確認できなくなる可能性がありますので、必ず取付工事前に確認を行ってください。 浸水警報装置・排水設備は不要です。
6 実績報告について	4.納品報告写真について	6-4-1	納品報告写真はどのような写真を提出すれば良いですか。	「船舶全景写真で船舶名、登録番号が確認できない」場合や、「製造番号が必須な設備の安全設備拡大写真で製造番号が確認できない」場合等は納品報告写真の再提出を求めます。 公募要領P29-31をご確認ください。 https://yugyo-shien.jp/file/apply/app_procedures.pdf
6 実績報告について	4.納品報告写真について	6-4-2	納品報告写真のデータ容量に制限はありますか。	船名や製造番号が識別できる解像度が必要です。しかしデータ容量が大きすぎると不具合が起こるおそれがあるため、納品報告写真フォーマットのパワーポイントは、25MBを上限としてください。上限を超えそうな場合は、以下のサイト等を参考に写真の画像圧縮を行っていただき、ファイルの容量を減らしてからファイル添付してください。 ※参考：NTT東日本 パワーポイントの画像圧縮方法紹介ページ https://business.ntt-east.co.jp/bizdrive/column/dr00004-024.html
6 実績報告について	5.日本財団助成表示ロゴマークについて	6-5-1	日本財団助成表示ロゴマーク写真の提出について、留意事項はありますか。	事務局より発送された専用の日本財団ロゴシールをご使用ください。 日本財団ロゴシールの貼付が確認できない場合、補助金の給付ができなくなりますのでご注意ください。 公募要領P29-31をご確認ください。 https://yugyo-shien.jp/file/apply/app_procedures.pdf
6 実績報告について	5.日本財団助成表示ロゴマークについて	6-5-2	日本財団助成表示ロゴマークのシールが送られて来ない場合や、貼付ミスでシールを追加したい場合は、どうすれば良いですか。	日本財団ロゴシール配送担当部署の連絡先をお知らせしますので、事務局までお問い合わせください。
6 実績報告について	6.額の確定通知について	6-6-1	実績報告の審査結果は事務局よりどのように連絡がありますか。	実績報告いただいた内容についての審査が不備なく完了しましたら、「実績報告審査完了のお知らせ」というメールをお送りします。メールが届きましたら申請システムにログインいただけますと、申請TOPページに額の確定通知のPDFのリンクが掲載されておりますので、ダウンロードいただき内容をご確認ください。 ※参考：様式8 額の確定について https://yugyo-shien.jp/p_01/index.html
7 精算払請求について	1 精算払請求概要について	7-1-1	精算払請求で提出する書類と申請システムに登録する内容は何か。	公募要領P32をご確認ください。 https://yugyo-shien.jp/file/apply/app_procedures.pdf
7 精算払請求について	1 精算払請求概要について	7-1-2	精算払請求の留意事項はありますか。	振込先口座として登録ができるのは、口座名義が申請する補助対象事業者名と一致している口座のみです。代理申請者が申請をする場合でも、代理申請者名義の口座は登録することができませんのでご注意ください。 また、補助対象事業者が個人の場合で、法人口座に振込を希望される場合、補助対象事業者が振込先法人の代表者であることがわかる書類（履歴事項全部証明書）の提出を求めます。詳細は事務局までお問い合わせください。 公募要領P32をご確認ください。 https://yugyo-shien.jp/file/apply/app_procedures.pdf
7 精算払請求について	2 精算払請求審査の連絡について	7-2-1	精算払請求での審査結果は事務局よりどのように連絡がありますか。	精算払請求いただいた内容についての審査が不備なく完了しましたら、「精算払請求審査完了のお知らせ」というメールをお送りします。メールが届きましたら申請システムにログインいただけますと、申請TOPページに精算払請求書のPDFが掲載されておりますので、ダウンロードいただき内容をご確認ください。 ※参考：様式9 精算払請求書 https://yugyo-shien.jp/p_01/index.html
7 精算払請求について	2 精算払請求審査の連絡について	7-2-2	精算払請求の審査完了後の流れを教えてください。	不備がない場合は口座確認（金融機関に照会）の処理にすみます。口座確認で問題がなければ振込みの手続きとなります。
7 精算払請求について	2 精算払請求審査の連絡について	7-2-3	精算払請求の審査結果で不備がある場合は、事務局よりどのように連絡がありますか。	精算払請求で申請いただいた内容に不備がある場合は、「口座情報の訂正と再申請のお願い」というメールをお送りします。 申請システムにログインしていただくと不備内容の詳細の確認と申請した内容の編集をすることができますので、不備を訂正して再申請していただきますようお願いいたします。
7 精算払請求について	2 精算払請求審査の連絡について	7-2-4	口座確認で不備がある場合は、事務局よりどのように連絡がありますか。	ご登録いただいた口座情報に不備がある場合、「口座情報のご確認のお願い」というメールをお送りします。 申請システムにログインしていただくと不備内容の詳細の確認と口座情報の編集をすることができますので、不備を訂正して再申請していただきますようお願いいたします。
7 精算払請求について	3 補助金振込について	7-3-1	補助金を申請した場合、補助金はいつ頃振り込まれますか。	本事業は令和8年5月7日から給付申請の受付を開始いたしますが、令和8年8月中に精算払請求の審査を完了された申請が、令和8年9月末までに補助金が振り込まれる予定です（以降は毎月1回振り込みを予定）。 申請いただいてから振込までに要する時間は、手続きが滞りなく進んだ場合、およそ約3か月程度を想定しています（ただし安全設備の購入から設置期間を除く）。
7 精算払請求について	3 補助金振込について	7-3-2	補助金の振込完了日はどのように連絡がきますか。	振込完了後に、申請TOPページに「振込完了日」が表示されます。
8 事業終了後について	1 安全設備と申請書類の管理について	8-1-1	事業終了後（安全設備設置後）、安全設備や申請書類の管理にあたって留意することはありますか。	公募要領P34をご確認ください。 https://yugyo-shien.jp/file/apply/app_procedures.pdf

<更新履歴>

更新日	バージョン	更新内容
2026/3/23	Ver.1.0	新規作成
2026/5/7	Ver.1.1	タイトルの帯の色をグリーンからブルーに変更 1-1-2 「遊漁船の安全・安心確保推進事業」の予算について、の項目を追加 1-4-2 設備義務は無い設備を申請したい場合について、の項目を追加 2-2-3 衛星電話が補助対象でない理由を追記 2-3-3 表示部が付いていない非常用位置等発信装置と合わせて購入する表示用モニターについて、の項目を追加 2-4-4 改良型救命いかだ等は納品までどのくらい時間がかかるかについて、の項目を追加 更新前は2-4-4であった、いかだの概算払いについての説明は2-4-5に移動 3-1-2 本事業はパソコンでなく、スマホやタブレットで申請できるかについて、の項目を追加 3-1-3 パソコンで申請できない場合について、の項目を追加 3-1-4 付属品単体でのみの申請ができないことについて、の項目を追加